

肝付町認定農業者連絡協議会規約

(目的)

第1条 この会は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65条)第12条第1項の規定に基づき、町長から認定された農業経営改善計画の目標達成と、会員相互の親交交流及び協調を図り、ゆとりある農業、豊かな農家生活を築くとともに、本町農業振興に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、肝付町認定農業者連絡協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(組織)

第3条 協議会は、町長から認定された認定農業者をもって組織する。

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 農業経営改善の目的達成に必要な経営管理能力や農業技術等の向上を図る研修等活動
- (2) 関係機関・団体との連携及び会員の親睦交流
- (3) 地域農業振興のための実践活動
- (4) 会員掘り起こし活動、地域との融和活動の推進
- (5) その他目的達成に必要な事項

(部会の設置)

第5条 第1条の目的達成のために、次の7部会を置く。

- (1) 肉用牛部会
- (2) 養豚部会
- (3) 水稻部会
- (4) 果樹部会
- (5) 野菜部会
- (6) さつまいも部会
- (7) 内之浦複合部会

(事務局)

第6条 協議会の事務局は農業振興課および林務水産課に置く。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 書記会計 1名
- (4) 部会長 7名
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第8条 会長、副会長、書記会計、及び監事は役員会で選任し、総会において、決定する。

2 部会長は、各部会から1名を選出する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代理する。

3 書記会計は、認定農業者会の書記及び会計を仕事する。

4 部会長は、部会を代表し、部会活動の充実に努める。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 協議会の会議は、総会、役員会とする。

2 総会は、年1回開催する。なお、必要に応じて臨時総会を開くこともできる。

3 役員会は、必要に応じ随時開催する。

4 総会及び役員会の会議は、会長が招集する。

(総会の議決事項)

第12条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定又は変更
- (2) 会費の額及び負担の方法
- (3) 計画及び収支予算の承認
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 役員承認
- (6) その他必要と認められた事項

(役員会の審議事項)

第13条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) その他、役員会において必要と認められた事項

(監事)

第14条 監事は、年1回本会の業務及び会計を監査する。

(会議の運営)

第15条 会議は、その構成員の過半数の出席で成立する。

2 会議においてやむを得ず出席できない者については、あらかじめ委任を受けた者が出席するものとし、または委任状をもって代えることができる。

3 総会の議長は、出席構成員の中から選出する。ただし、役員は議長となることができない。

4 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(議事の表決)

第16条 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第17条 この会の経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

2 会費は年5,000円とし、各農家の農協口座より引き落とすものとする。

3 会費のうち1,000円を協議会費とし、4,000円を活動費とする。

(役員等手当)

第18条 この会の役員及び監事の手当は次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長 10,000円
- (2) 副会長 5,000円
- (3) 書記会計 5,000円
- (4) 部会長 5,000円
- (5) 監事 2,000円

(会計年度)

第19条 この会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(その他)

第20条 その他、本会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、平成21年6月12日から適用する。

この規約は、公布の日から施行し、平成23年6月10日から適用する。

この規約は、公布の日から施行し、平成24年6月22日から適用する。